



令和6年度介護職員処遇改善加算等取得促進支援 事業の実施状況等について

広島県社会保険労務士会



1 介護職員処遇改善取得促進支援事業の実施について

広島県社会保険労務士会は、広島県健康福祉局医療介護基盤課からの依頼を受け、次の3法人に対し、令和4年度介護職員（等特定）処遇改善加算実績報告書等に係る確認のため、訪問しました。

A法人 訪問日：令和6年12月19日

B法人 訪問日：令和7年1月16日

C法人 訪問日：令和7年2月6日

確認した結果としては、次のとおりです。

2 確認結果について

(1) 改善が必要な個所

3法人とも特質して改善が必要な個所はありませんでした。

なお、改善点というほどのことではありませんが、以下のような点が見られました。

- ① 介護職員以外の従業員について賃金上昇に資する取組が難しく、格差是正のため介護職以外への支給について検討を進めているが、現在の処遇改善手当の支給対象者とのバランスを取りながら格差是正を行うことは難題であるとの認識でした。(A法人)
- ② 処遇改善加算による賃金格差が所内で周知されており、処遇改善加算対象外の業務に対する配置転換の拒否があります。※昨年6月の法改正で加算対象が広がったため解消されていくと思います。(B法人)

(2) 他法人の参考となる個所

以下のような点が見られ、参考となると思われます。

- ① 人事評価制度及びその実施については、詳細なルールを定めて運用されていることや、クラウドツールを導入し着実な実施や運用管理がされており、人材育成と定着推進に資するよう、制度の活用をされている。(A法人)
- ② 保有資格の管理と取得推進の計画をされており、経験年数に応じた資格取得の勧奨を実施している。(A法人)
- ③ キャリアパスⅡの取組みで評価制度にて「自己評価」と「上司の評価」に差異がある時に、本人・評価者・上司の三者で協議を持ち同じ方向性に修正するフォロー作業をしている。(B法人)
- ④ 職場環境要件をホームページに公開して内外に向けて取組宣言している。外部に伝える事で有言実行となっている。(B法人)
- ⑤ 腰痛予防に取り組んでおり、腰痛ベルトを全額事業所負担で支給し、定期的な交換も事業所負担とされている。加えて、腰痛健康診断を年二回実施している。(B法人)
- ⑥ 書類管理と整理が良い。経理資料に限らず、各人評価票など記録が整理保管されている。(B法人)
- ⑦ ホームページに有給休暇取得率等を記載している。(C法人)
- ⑧ 行政機関の「こころの相談室」と提携し、従業員のメンタル面をフォローしている。(C法人)
- ⑨ 50人未満の事業所であるがストレスチェックを実施している。(C法人)

3 その他

人事労務の専門家「社会保険労務士」とは

社会保険労務士は、企業の人事・労務管理について相談に応じ、指導することを、法律（社会保険労務士法）により、業務として行うことが認められた国家資格者です。

広島県社会保険労務士会は、広島県内に事務所を有する社会保険労務士を会員とする組織です。

<https://www.hiroshima-sr.or.jp>